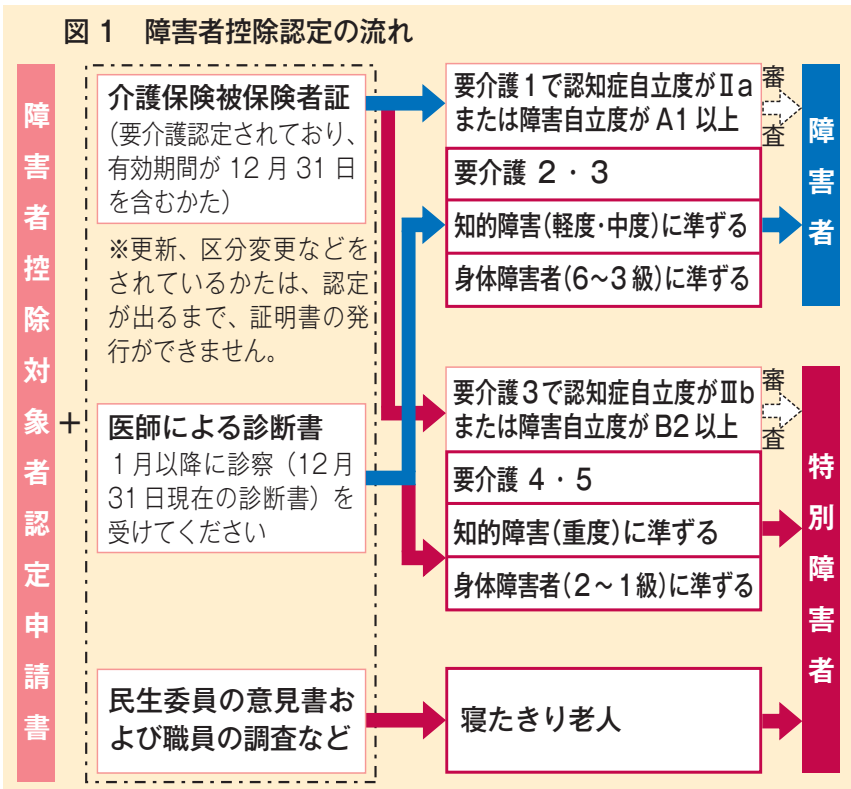


障害者控除対象者認定申請の受け付けと税控除

障害者控除対象者認定書と介護保険制度に係る税控除についてお知らせします。

健康福祉課高齢・障害係 ☎1183

図1 障害者控除認定の流れ



障害者控除対象者認定書を発行します

身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けているかたで、要介護2以上または、要介護1以上で要件を満たしていれば、申請により障害者控除対象者認定書を発行することができます。(※図参照)

なお、平成23年1月～6月

の間に介護保険サービスを受けていたかたには、昨年の12月下旬に介護給付費通知書と合わせて申請書を送付しましたので、障害者控除対象者認定書が必要なかたは、介護保険被保険者証と印鑑をご持参の上、申請してください。

また、申請場所には申請用紙もありませんので、申請書がお手元に無いかたも、介護保険被保険者証と印鑑をご持参の上、申請場所にお越しください。

申請場所

健康福祉課高齢・障害係(保健福祉センター)ひだまり1階、介護保険係(文化会館1階)

くわしくは、高齢・障害係(☎1183)へ問い合わせてください。

おむつ代の医療費控除の証明書を発行します

介護保険の認定を受けているかたで、昨年以前におむつ代の医療費控除の適用があったかたは、医師の発行する「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「証明書」により、医療費控除の申告をすることが出来ます。

証明書の発行には、昨年以前のおむつ使用証明書の写しと印鑑が必要です。ただし、要件がありますので、発行できない場合もあります。

介護保険制度に係る所得税等の税控除について

以下の介護保険サービス利用料は医療費控除の対象となります。

控除を受ける場合は、サービス事業者が発行した確定申告用の領収書の添付が必要です。

す。

また、介護保険の高額介護サービス費が給付されている場合は、それぞれ自己負担額から高額介護サービス費を差し引いた額が対象となります。

なお、介護保険の支給限度額を超過した分に関しては対象外ですので、注意してください。

控除対象となる額

●施設サービス

▼介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護保険適用の自己負担額・居住費・食費の合計額の2分の1

▼介護老人保健施設および介護療養型医療施設

介護保険適用の自己負担額・居住費・食費の合計額

●医療系の居宅サービス

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護の介護保険適用の自己負担額の合計額

●前述の医療系の居宅サービスと併せて利用した場合に対象となるサービス

訪問介護(生活援助中心型を除く)、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護の介護保険適用の自己負担額の合計額

訪問介護(生活援助中心型を除く)、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護の介護保険適用の自己負担額の合計額

訪問介護(生活援助中心型を除く)、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護の介護保険適用の自己負担額の合計額

訪問介護(生活援助中心型を除く)、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護の介護保険適用の自己負担額の合計額